

社団法人日本水産学会細則改正

(1) 会長指名理事新設

現 行	改 正
<p>第16条 理事の数は当分の間17名（会長1名，副会長2名を含む）とし，会務の分担は次のとおりとする。</p> <p>庶務・企画広報担当2名，（中略）支部担当7名</p> <p>第18条 理事および監事の候補者は（中略）選出する。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成15年4月3日一部改正。）</p>	<p>第16条 理事の数は20名（会長1名，副会長2名を含む）とし，会務の分担は次のとおりとする。</p> <p>庶務・企画広報担当2名，（中略）支部担当7名</p> <p>第18条 理事および監事の候補者は（中略）選出する。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>会長が必要と認めたときは前項によるほか，3名以内で会長が指名し支部評議員の過半数の同意を得て理事とすることができる。</u></p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成15年4月3日一部改正。<u>平成16年4月3日一部改正。</u>）</p>

(2) 学会賞授賞規定改正

現 行	改 正
<p>第16条 理事の数は当分の間17名（会長，副会長2名を含む）とし，会務の分担は次のとおりとする。</p> <p>庶務・企画広報担当2名，会計担当2名，編集担当1名，シンポジウム・出版担当1名，懇話会担当1名，国際交流担当1名，水産学教育推進担当1名，支部担当7名</p> <p>第25条</p> <p>5 編集委員と企画広報委員の任期は2年とし（中略）。ただし，学会賞選考委員の任期は<u>引き続き2年を越えることはできない。</u></p> <p>第29条 学会賞選考委員会は学会賞選考委員14名をもって構成し，日本水産学会賞受賞候補者および<u>農学賞その他の</u>受賞候補者を選考し推薦する。</p> <p>第46条 この法人には日本水産学会賞として功績賞，進歩賞，奨励賞，田内賞および技術賞をおく。</p> <p>第47条 <u>日本水産学会賞</u>の受賞者の決定は別に定める授賞規定により（中略）会長が行う。</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成15年4月3日一部改正。）</p>	<p>第16条 理事の数は20名（会長，副会長2名を含む）とし，会務の分担は次のとおりとする。</p> <p>庶務・企画広報担当2名，会計担当2名，編集担当1名，<u>学会賞担当1名</u>，シンポジウム・出版担当1名，懇話会担当1名，国際交流担当1名，水産学教育推進担当1名，支部担当7名</p> <p>第25条</p> <p>5 編集委員と企画広報委員の任期は2年とし（中略）。ただし，学会賞選考委員の任期は<u>2年とし，引き続き再任することはできない。</u></p> <p>第29条 学会賞選考委員会は学会賞選考委員15名をもって構成し，日本水産学会賞受賞候補者および<u>日本農学賞そのほかの</u>受賞候補者を選考し推薦する。</p> <p>第46条 この法人に日本水産学会賞，<u>日本水産学会功績賞，水産学進歩賞，水産学奨励賞および水産学技術賞</u>をおく。</p> <p>第47条 <u>前条における</u>受賞者の決定は，別に定める授賞規定により（中略）会長が行う。</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成15年4月3日一部改正。<u>平成16年4月3日一部改正。</u>）</p>